

こうがかきん

オンラインゲームの高額課金に注意!

【相談事例】ゲームが好きでよくしていたが、課金は禁止されていた。休み期間中、時間がたくさんあったのでゲームばかりしていると、がまんできなくなり、親のクレジットカードで課金してしまった。1度課金するとやめられなくなり、気が付いたら1週間で20万円ぐらい使ってしまった。親に気付かれ怒られたが、どうすればいいのか。(10代 女性)

【アドバイス】

●どうしても課金かきんしたいときは、お小遣いこづかでしましょう。

保護者ほごしゃに内緒ないしょでアイテムアイテムを購入こうにゆうし、高額こうかくな請求せいきゅうになってしまったという相談が増えています。有料アイテムがほしい時は、お小遣いでプリペイドカードを購入するなどして、使いすぎないようにしましょう。



●請求せいきゅうされた課金かきんの支払いしはらは、ゲーム会社等との話し合いです。

未成年者みせいねんしゃが親権者しんけんしゃの同意どういなしに行った契約けいやくは、原則取り消すことができます。ただしオンラインゲームの場合、本当に未成年者が利用したか証明することが難しく、取消しが認められるとは限りません。デジタルプラットフォームと呼ばれる売買の場を運営する企業や、ゲーム会社と話し合う必要があります。

●保護者は、子どもにスマホを持たせる前にルールを話し合しましょう。

クレジットカードの管理責任はカード会員にあります。管理は徹底しましょう。オンラインゲームは料金体系や決済方法が多様化しています。保護者はオンラインゲームの仕組みをよく理解し、遊び方やルールを決めておきましょう。

●わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

予約電話及び電話での相談は戸畑窓口(☎861-0999)へ。

消費者ホットライン ☎188いちゃ(あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん